

平成 26 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

海外での早期権利取得を支援する特許審査の運用
に関する調査研究報告書

平成 27 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

【韓国】

(1) 利用可能な PPH の種類

韓国はグローバル PPH 及び IP5PPH に参加している。JPO を含むグローバル PPH の参加国及び五大庁 (IP5) の成果物を利用して、以下の PPH を申請することができる。

- ・通常型 PPH
- ・PPH MOTTAINAI
- ・PCT-PPH

(2) PPH の申請要件⁴¹

■ 通常型 PPH

- (i) PPH を申請する韓国出願及び対応する先行庁出願において、優先日あるいは出願日のうち、最先の日付が同一でなければならないこと。
- (i i) 当該出願に対応する先行庁出願が存在し、すでに特許可能と判断された一又は複数の請求項を有すること。
- (i i i) PPH に基づく早期審査を申請する韓国出願のすべての請求項が、対応する先行庁出願の特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されていること。
- (i v) 韓国特許庁 (KIPO) において、「審査請求」が行われていること。

■ PCT-PPH

- (i) PCT-PPH を申請する韓国出願及び PCT-PPH 申請の基礎となる対応する国際出願において、優先日あるいは出願日のうち、最先の日付が同一でなければならないこと。
- (i i) 当該出願に対応する国際出願の国際段階における成果物、すなわち国際調査機関が作成した見解書 (WO/ISA)、国際予備審査機関が作成した見解書 (WO/IPEA) 及び国際予備審査報告 (IPER) のうち、最新に発行されたものにおいて特許性 (新規性・進歩性・産業上利用可能性のいずれも) 「有り」と示された請求項が少なくとも 1 つ存在すること。
- (i i i) PCT-PPH に基づく審査がなされるすべての請求項が、対応する国際出願の最新国際段階成果物で特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されていること。
- (i v) 韓国特許庁において、「審査請求」が行われていること。

⁴¹ 特許庁「IP5 特許審査ハイウェイ及びグローバル特許審査ハイウェイ試行プログラムのための韓国特許庁への申請手順 (仮訳)」
http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/pdf/nikkan_highway_program/kipo_guideline.pdf (最終アクセス日: 2015 年 3 月 9 日)

※費用

出願人は、PPH の申請料金を支払わなければならない。これは、韓国特許庁におけるすべての種類の早期審査の要件となっている。

(3) 申請書類⁴²

■ 通常型 PPH

- (i) 対応する先行庁出願に対して先行庁から出された（特許性の実体審査に関連する）すべてのオフィスアクションの写し、及びその翻訳文。
- (i i) 先行庁で特許可能と判断された請求項の写し、及びその翻訳文。
- (i i i) 対応する先行庁出願のオフィスアクションにおいて審査官が提示した引用文献の写し。
- (i v) 当該出願のすべての請求項と対応する先行庁出願の特許可能と判断された請求項との関係を示す請求項対応表

■ PCT-PPH

- (i) 特許性有りとの判断が記載された最新国際段階成果物の写し、及びその翻訳文。
- (i i) 最新国際段階成果物で特許性有りとの判断が示されたすべての請求項の写し、及びその翻訳文。
- (i i i) 最新国際段階成果物で提示された文献の写し。
- (i v) 当該出願のすべての請求項と対応する国際出願の特許可能と判断された請求項との関係を示す請求項対応表。

(4) PPH 申請・申請後の取扱い⁴³

KIPO は、申請を受理すると、当該出願を PPH に基づく早期審査の対象として選定するか否かを決定する。KIPO が申請を認めた場合、当該出願は PPH に基づく早期審査の対象案件として特別な地位が与えられる。申請が上記の要件のすべてを満たしていない場合には、出願人はその旨及びその不備について通知される。出願人は申請で認定された不備を修正する機会を与えられる。申請が修正されない場合、その出願は通常の順番でアクションを待ち、出願人に通知される。KIPO は、PPH に基づく早期審査の対象案件として特別な地位が与えられたことを承諾した旨を出願人に通知しないが、出願人は、早期審査によるオフィスアクションの受領によってそれを認識することができる。

(5) PPH の利用件数

JPO を第一庁あるいは先行庁として韓国に申請された PPH の申請件数は、2014 年 6 月末時点において、通常型 PPH で累計 3,232 件である。なお、2013 年末までの PCT-PPH の申請件数は 387 件であった⁴⁴。

⁴² 前掲注 41 参照

⁴³ 前掲注 41 参照

⁴⁴ JPO 「PPH Portal Site」 <http://www.jpo.go.jp/ppph-portal/statistics.htm> （最終アクセス日：2015 年 3 月 5 日）

(6) 統計情報

韓国で PPH を利用した案件の特許率 (%)、拒絶理由なしでの特許率 (%)、PPH 申請からファーストアクションまでの平均期間 (月)、PPH 申請から査定までの平均期間 (月) 及びオフィスアクションの平均発行回数 (回) 結果を表 III-3-KR-1 に示す。全案件 (PPH を利用した案件及び利用していない案件) における平均に比べて、高い特許率及び短期の審査期間であることが示している。ただし、オフィスアクションの回数は、全案件の平均と比べて大きな変化がない。

表 III-3-KR-1 韓国における PPH の統計情報⁴⁵

	PPH を利用した案件		全案件
	通常型 PPH	PCT-PPH	
特許率 (%)	87.3	79.75	67.9
拒絶理由なしでの特許率 (%)	51.0	45.45	9.8
PPH 申請からファーストアクション までの平均期間 (月)	2.45	2.77	11.3
PPH 申請から査定までの平均期間 (月)	5.23	5.94	17.2
オフィスアクションの平均発行回数 (回)	0.77	0.79	-

(7) 国内ユーザーの PPH の利用について

(i) PPH の利用目的

韓国での PPH の利用目的を調査した。

国内ユーザーへ行ったアンケートによれば、韓国で PPH を利用する理由の最も多かったのは、回答者 64 者中 42 者 (約 66%) が選択した「早期審査をしたかったから。」であった。次点では、39 者 (約 61%) が選択した「拒絶対応費用の削減をしたかったから。」であった。また、「特許率を向上させたかったから。」は 20 者 (約 31%) が選択した (図 III-3-KR-1)。

この順番の傾向は、国内ユーザーが PPH で感じているメリット (図 III-2-4 参照) と同様であり、PPH のメリットと韓国で PPH を利用する目的とは対応しているといえる。

⁴⁵ 前掲注 44 参照

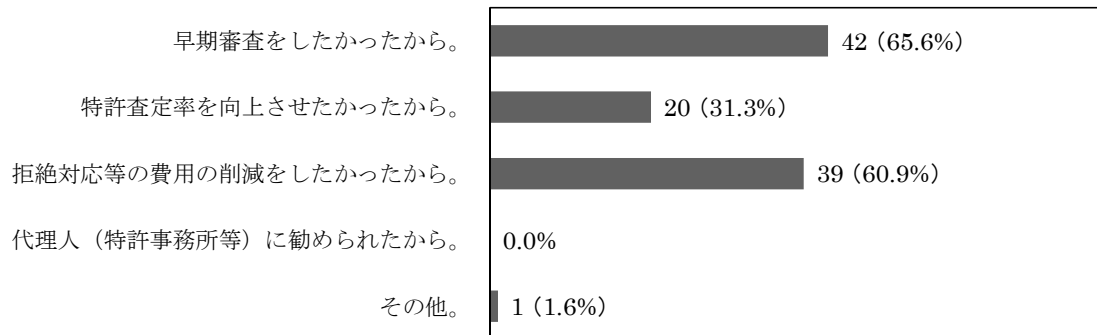


図 III-3-KR-1 韓国で PPH を利用する目的。(N=64、無回答=157)。

(i) PPH の利用に伴う新たな負担

韓国で PPH の申請をする場合、通常の場合（PPH を利用しない場合）と比べて新たに負担となる点は何なのかを調査したところ、回答者 41 者中 20 者（約 49%）が「申請要件の確認」を選択し、18 者（約 44%）が「代理人への指示」を選択し、15 者（約 37%）が「申請書類の作成」を選択し、6 者（約 15%）が「案件の管理」を選択した（図 III-3-KR-2）。

他の国では、「申請書類の作成」を選択する回答者が最も多いが、韓国では「申請要件の確認」を選択する回答者が多かった。他国に比べて複雑な申請要件はないため、申請要件の確認が負担となる理由は不明である。「代理人への指示」を選択する回答者も多かったことから、日本語で実務が可能な韓国代理人とのコミュニケーションが過多となったことが原因の 1 つかもしれない。

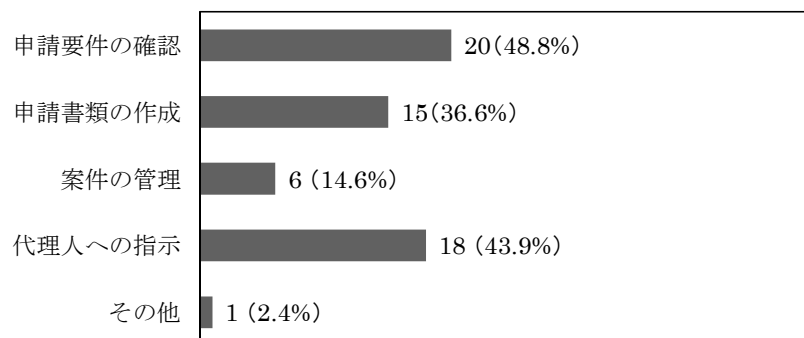


図 III-3-KR-2 韓国で PPH を利用した際に新たに発生する負担 (N=41、無回答=180)

また、案件の管理の負担について、詳細を質問したところ、次の意見が挙げられた。「非定常な取扱いのための管理負担」、「PPH の申請タイミングの管理負担」といった負担があることが指摘された。

- ・権利活用の際、通常の出願との差別化を図る管理のための負担がある。（鉄鋼・非鉄金属製造業）

- ・審査請求から審査開始までの期間が短く、日本の審査結果前に審査着手される場合が多いため、PPH を利用する場合には審査請求時期を別途管理する必要がある。(機械製造業)

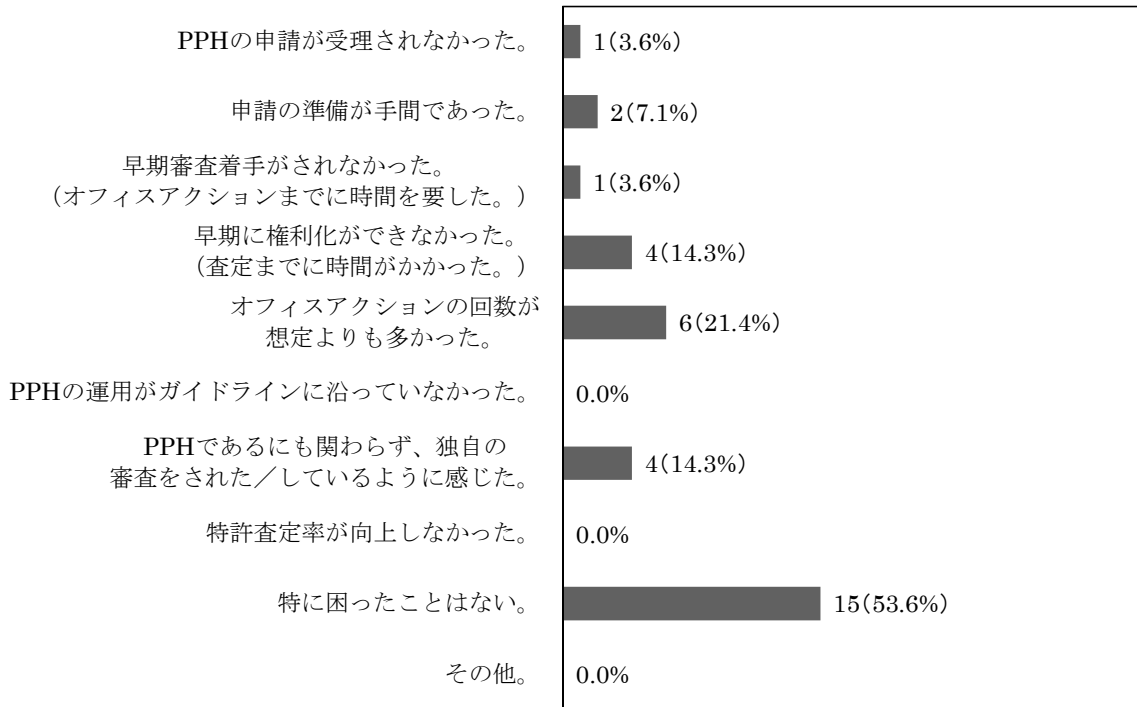
(i i i) PPH の利用で困った事例

韓国で PPH を利用した際の困った事例について調査した。

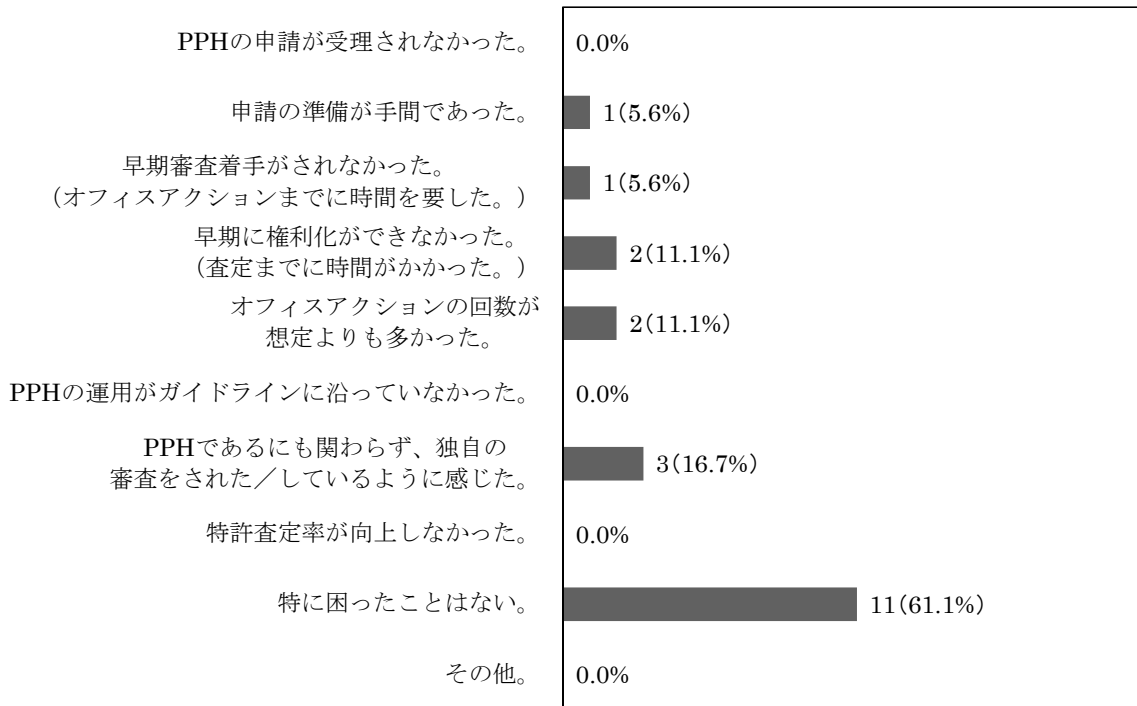
通常型 PPH について最も多くの回答者が選択したのは、回答者 28 者中 6 者 (約 21%) が選択した「オフィスアクションの回数が想定よりも多かった。」であった。次点で、4 者 (約 14%) が選択した「PPH であるにも関わらず、独自の審査をされた／しているように感じた。」及び「早期に権利化ができなかった (査定までに時間がかかった。)」であった。「申請の準備が手間であった。」は 2 者 (約 7%)、「PPH の申請が受理されなかった。」及び「早期審査着手がされなかった (オフィスアクションまでに時間を要した。)」は 1 者 (約 4%) であった (図 III-3-KR-3 (a))。

PCT-PPH について最も多くの回答者が選択したのは、回答者 18 者中 3 者 (約 17%) が選択した「PPH であるにも関わらず、独自の審査をされた／しているように感じた。」であり、次点で 2 者 (約 11%) が選択した「早期に権利化ができなかった (査定までに時間がかかった。)」及び「オフィスアクションの回数が想定よりも多かった。」であった。「申請の準備が手間であった。」及び「早期審査着手がされなかった (オフィスアクションまでに時間を要した。)」を選択したのは 1 者 (約 6%) のみであった (図 III-3-KR-3 (b))。

韓国では、「特に困ったことはない。」を選択した回答者の割合が、他の国と比べて高く、困った事例を選択する回答者の割合が低いのが特徴的である。国内ユーザーの多くが PPH のメリットを享受できていると考えられる。



(a) 通常型 PPH



(b) PCT-PPH

図 III-3-KR-3 韓国で PPH を利用した際に困った事例 (a) 通常型 PPH (N=28、無回答・スキップ=193) (b) PCT-PPH (N=18、無回答・スキップ=203)

また、PPH の利用に際して、具体的な困った事例を質問した。

■ PPH の申請が受理されなかったケース

- ・韓国で、実体審査の着手を理由に代理人に申請を止めるように言われたことがある。
(電気機械製造業)

■ ファーストアクションまでの期間が長期化したケース

- ・韓国で 11 か月かかったケースがあった。(食品製造業)

■ その他

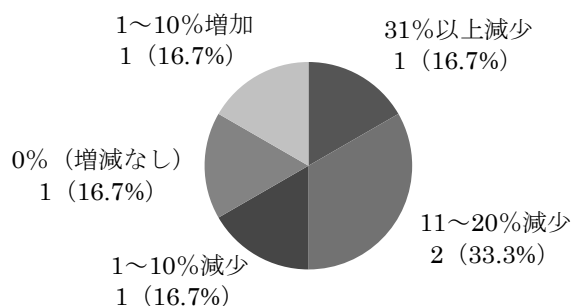
- ・独自調査によって、異分野の文献で独自の見解に基づく拒絶理由を通知された。(その他の製造業)
- ・いわゆるマルチマルチクレームの補正が負担である。(電気機械製造業)
- ・審査開始が早く、同じ時期に審査請求をすると JP-FIRST の審査結果が出るよりも審査が早い場合がある。また、分割出願において、PPH を利用しない案件の審査結果とまったく別の審査結果を受けたことから、権利の安定性について疑問がある。(機械製造業)

(i v) PPH の費用対効果

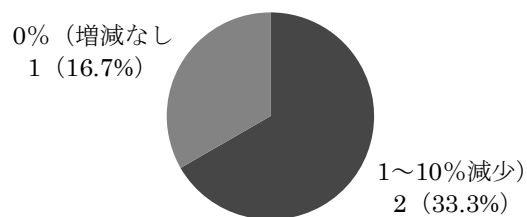
PPH の申請でどの程度費用対効果があったのか調査をした。

通常型 PPH について、回答者 6 者中 1 者が 31%以上減少、2 者が 11~20%減少、1 者が 1~10%減少と回答した。また 1 者が 0% (増減なし) と回答し、1 者が 1~10%増加すると回答した。また、PCT-PPH について、回答者 3 者中 2 者が 1~10%減少、1 者が 0% (増減なし) と回答した (図 III-3-KR-4)。

回答数が少ないこと、回答がばらついていることから考察は難しいが、PPH を利用することで費用 (コスト) が減少していると回答した回答者の方が多い。



(a) 通常型 PPH



(b) PCT-PPH

図 III-3-KR-4 韓国で PPH を利用した場合、通常の案件と比べてどの程度、権利化費用（コスト）に変化があるか (a) 通常型 PPH (N=6、無回答・スキップ=215) (b) PCT-PPH (N=3、無回答・スキップ=218)

また、表 III-3-KR-2 に、権利化費用（コスト）の変化の内訳を記す。PPH を利用することで、通常の案件と比べ、どの程度各費用に変化があったのかを示している。

この結果から、現地代理人費用や国内代理人費用は減少すると考えている回答者が多く、社内人件費や社内管理費は変化がないと考えている回答者が多いことがわかる。

表 III-3-KR-2 通常の案件と比べた場合の権利化費用（コスト）の変化（なお、空欄は該当する回答がなかったことを表す） (a) 通常型 PPH (b) PCT-PPH

(a) 通常型 PPH

	現地代理人 費用		国内代理人 費用		社内人件費		社内管理費		その他	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
41%以上減少			1	25.0%						
31～40%減少										
21～30%減少	2	28.6%	1	25.0%	1	33.3%				
11～20%減少	2	28.6%								
1～10%減少	2	28.6%	2	50.0%						
0%（増減なし）					2	66.7%	2	100%	2	100%
1～10%増加	1	14.3%								
11%以上増加										

(b) PCT-PPH

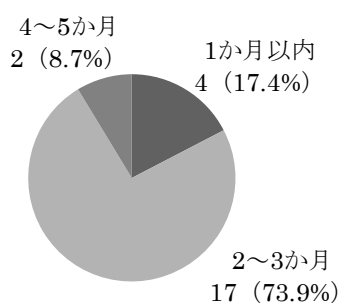
	現地代理人 費用		国内代理人 費用		社内人件費		社内管理費		その他	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
41%以上減少										
31～40%減少										
21～30%減少										
11～20%減少										
1～10%減少	2	100%	1	50.0%						
0%（増減なし）			1	50.0%	2	100%	2	100%	2	100%
1～10%増加										
11%以上増加										

(v) 国内ユーザーによる統計情報

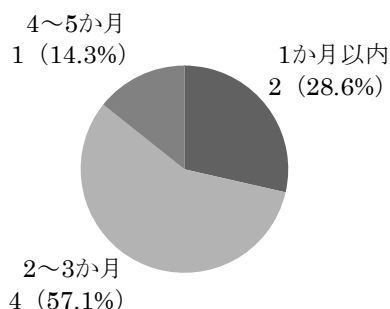
通常型 PPH 及び PCT-PPH について、ファーストアクションまでの期間、査定までの期間、オフィスアクションの回数、特許率の平均値について調査した。PPH ポータルサイトには統計情報があるが、本調査研究においては、国内ユーザーに対して行ったアンケート調査の結果を述べる。

ファーストアクションまでの期間について、「1 か月以内」を選択したのが通常型の PPH で回答者 23 者中 4 者（約 17%）、PCT-PPH で回答者 7 者中 2 者（約 29%）、「2～3 か月」を選択したのが通常型 PPH で 17 社（約 74%）、PCT-PPH で 4 者（約 57%）、「4～5 か月」を選択したのが通常型 PPH で 2 者（約 9%）、PCT-PPH が 1 者（約 14%）であった（図 III-3-KR-5）。

表 III-3-KR-1 によれば、韓国で PPH を利用した際のファーストアクションまでの平均期間は、通常型 PPH では 2.45 か月、PCT-PPH では 2.77 か月であり、全案件の平均は 11.3 か月である。本調査結果では、ファーストアクションまでの期間を範囲で回答してもらったため平均値は計算できないが、仮に、「1 か月以内」とした回答を 0.5 か月、「2～3 か月」とした回答を 2.5 か月、「4～5 か月」とした回答を 4.5 か月、「6～7 か月」とした回答を 6.5 か月、「8 か月以上」とした回答を 9 か月として平均を計算すると、通常型 PPH では約 2.3 か月、PCT-PPH では 2.2 か月という結果であった。公開されている平均期間と本調査研究で試算した期間はほぼ一致していた。また、韓国における全案件のファーストアクションまでの平均期間と比べると、PPH を利用することで早期にファーストアクションを得ることができることがわかる。



(a) 通常型 PPH

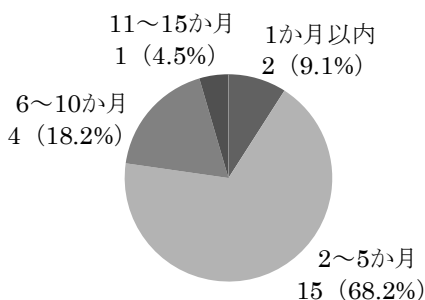


(b) PCT-PPH

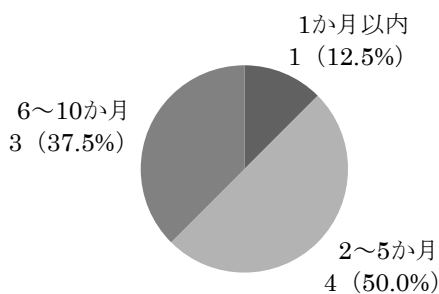
図 III-3-KR-5 韓国で PPH を利用した際のファーストアクションまでの期間 (a) 通常型 PPH (N=23、無回答・スキップ=198) (b) PCT-PPH (N=7、無回答・スキップ=214)

次に、査定までの期間について、「1か月以内」を選択したのが通常型 PPH で回答者 23 社中 2 者（約 9%）、PCT-PPH で回答者 8 者中 1 者（約 13%）、「2～5 か月」を選択したのが通常型 PPH で 15 者（約 68%）、PCT-PPH で 4 者（50%）、「6～10 か月」を選択したのが通常型 PPH で 4 者（約 18%）、PCT-PPH で 3 者（約 38%）、「11～15 か月」を選択したのが通常型 PPH で 1 者（約 5%）、PCT-PPH で 0 者（0%）であった（図 III-3-KR-6）。

表 III-3-KR-1によれば、韓国で PPH を利用した際の査定までの平均期間は、通常型 PPH で 5.23 か月であり、PCT-PPH で 5.94 か月であった。全案件の査定までの平均期間は 17.2 か月である。本調査結果では、査定までの期間を範囲で回答してもらったため平均値は計算できないが、仮に、「1か月以内」とした回答を 0.5 か月、「2～5 か月」とした回答を 3.5 か月、「6～10 か月」とした回答を 8 か月、「11～15 か月」とした回答を 13 か月、「15 か月以上」とした回答を 17 か月として平均を計算すると、通常型 PPH で約 4.3 か月、PCT-PPH で 4.8 か月という結果であった。国内ユーザーの回答から得られた査定までの平均期間は、統計情報の平均期間と比べるとやや短期であるようであった。また、韓国における全案件の査定までの平均期間と比べると、PPH を利用することで早期に査定を得られることがわかる。



(a) 通常型 PPH

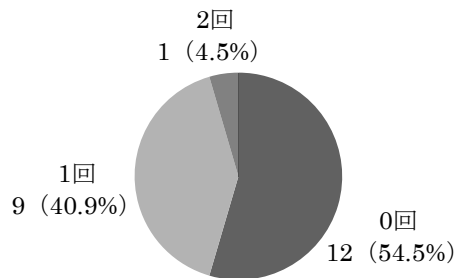


(b) PCT-PPH

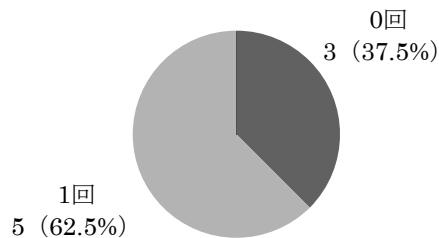
図 III-3-KR-6 韓国で PPH を利用した際の、査定までの期間 (a) 通常型 PPH (N=23、無回答・スキップ=198) (b) PCT-PPH (N=8、無回答・スキップ=213)

オフィスアクションの回数について、「0回」(拒絶なし)を選択したのが通常型 PPH で回答者 22 者中 12 者 (約 55%)、PCT-PPH で回答者 8 者中 3 者 (約 38%)、「1回」を選択したのが通常型 PPH で 9 者 (約 41%)、PCT-PPH で 5 者 (約 63%)、「2回」を選択したのが通常型の PPH で 1 者 (約 5%)、PCT-PPH では 0 者 (0%) であった(図 III-3-KR-7)。

表 III-3-KR-1 によれば、韓国で PPH を利用した際のオフィスアクションの平均回数は通常型 PPH で 0.77 回であり、PCT-PPH で 0.79 回であった。本調査結果から計算されるオフィスアクションの平均回数は、通常型 PPH で 0.5 回、PCT-PPH で 0.63 回であった。国内ユーザーの回答から得られたオフィスアクションの平均回数は統計情報の平均回数よりも少なかった。また、韓国における全案件のオフィスアクションの平均回数と比べると、PPH を利用することでオフィスアクションの回数を減らすことができる可能性があることがわかる。



(a) 通常型 PPH

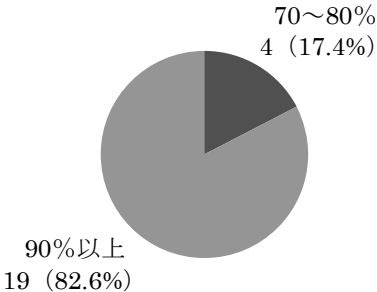


(b) PCT-PPH

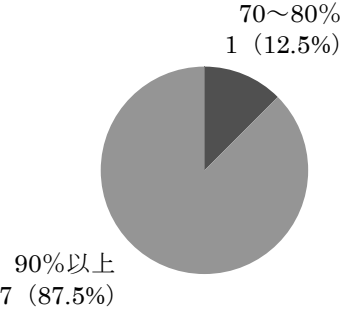
図 III-3-KR-7 韓国で PPH を利用した際のオフィスアクションの回数 (a) 通常型 PPH (N=22、無回答・スキップ=199) (b) PCT-PPH (N=8、無回答・スキップ=213)

特許率について、「70～80%」を選択したのが通常型 PPH で回答者 23 者中 4 者（約 17%）、PCT-PPH で 8 者中 1 者（13%）、「90%以上」を選択したのが通常型 PPH で 19 者（約 83%）、PCT-PPH で 7 者（約 88%）であった（図 III-3-KR-8）。

表 III-3-KR-1 によれば、韓国で PPH を利用した際の特許率は、通常型の PPH で 87.3% であり、PCT-PPH では 79.75% であり、全案件では 67.9% である。本調査結果では、特許率を範囲で回答してもらったため平均値は計算できないが、仮に、「70～80%」とした回答を 75%、「90%以上」とした回答を 95% として平均を計算すると、通常型 PPH で約 92%、PCT-PPH で約 93% であった。国内ユーザーの回答から得られた特許率の平均は、統計情報の特許率より高い値であった。また、韓国における全案件の特許率と比べると、PPH を利用した案件は高い特許率を示すことがわかる。



(a) 通常型 PPH



(b) PCT-PPH

図 III-3-KR-8 韓国で PPH を利用した際の特許率 (a) 通常型 PPH (N=23、無回答・スキップ=198)
(b) PCT-PPH (N=8、無回答・スキップ=213)

(8) 法律事務所による PPH の利用について

(i) PPH を利用した理由

韓国の法律事務所が PPH を利用した理由について調査した。
「どちらのケースもある。」を選択したのが 4 者であり、「出願人の指示による。」や「事務所から出願人に提案をした。」を選択した事務所はなかった（図 III-3-KR-9）。

どちらのケース
もある。
4 (100.0%)

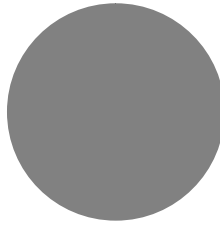


図 III-3-KR-9 韓国法律事務所による PPH を利用した理由 (N=4)

法律事務所の意見を紹介する。

- ・ PCT 出願の韓国国内段階移行案件については、PCT 国際段階における国際調査機関の見解書 (WO/ISA)、国際予備審査機関の見解書 (WO/IPEA)、国際予備審査報告(IPER)等を移行手続前に確認して、新規性、進歩性、産業上の利用可能性についてすべて「有」と判断されている場合、出願人に早期審査を提案することを原則としている。
- ・ 韓国よりも早く日本で特許を受けたとの連絡が来れば、PPH を勧めている。また、出願人が先に PPH を要請する場合もある。出願人から重要だという特許出願に対して、日本で早期審査を利用して日本で特許を先に受けるようにし、その後に韓国で PPH を申請するよう勧めている。
- ・ 大部分は出願人の指示によるが、PPH の利用を案内／推薦をしている。たとえば、出願時又は審査請求時に、PPH 制度に関する案内を行っている。また、対応外国特許の特許査定若しくは登録の事実を出願人が知らせてくれた場合、PPH の提案・案内をしている。これは、出願人に迅速で簡便に特許を受けることができる選択肢を提供するためである。
- ・ 顧客より早期権利化について問い合わせを受けた場合に、PPH を案内して利用したこともある。

(i i) PPH のメリット・デメリット

PPH のメリットについてアンケートを行った結果、4 者中 4 者が「ファーストアクションまでの期間が通常の審査よりも短くなる」、「特許率が向上する」を選択し、2 者がを選択し、「セカンドアクション以降の審査のスピードが上がる。」、「オフィスアクションの回数を減少できる。」、「他の早期審査制度を利用するよりも手続が容易である。」を選択し、1 者が「既に得られた権利範囲と同一内容の権利範囲を取得できる。」を選択した。「権利の安定性が向上する。」を選択した法律事務所はなかった (図 III-3-KR-10)。

「特許率が向上する。」を選択したの法律事務所が多い。本調査研究において、日本の

ユーザーでこの点を PPH のメリットとして選択したのは、35%程度しかいなかった。が、韓国の法律事務所の多くはこれをメリットとして評価している。この点は日本のユーザーと法律事務所とで見解に相違が見られる。

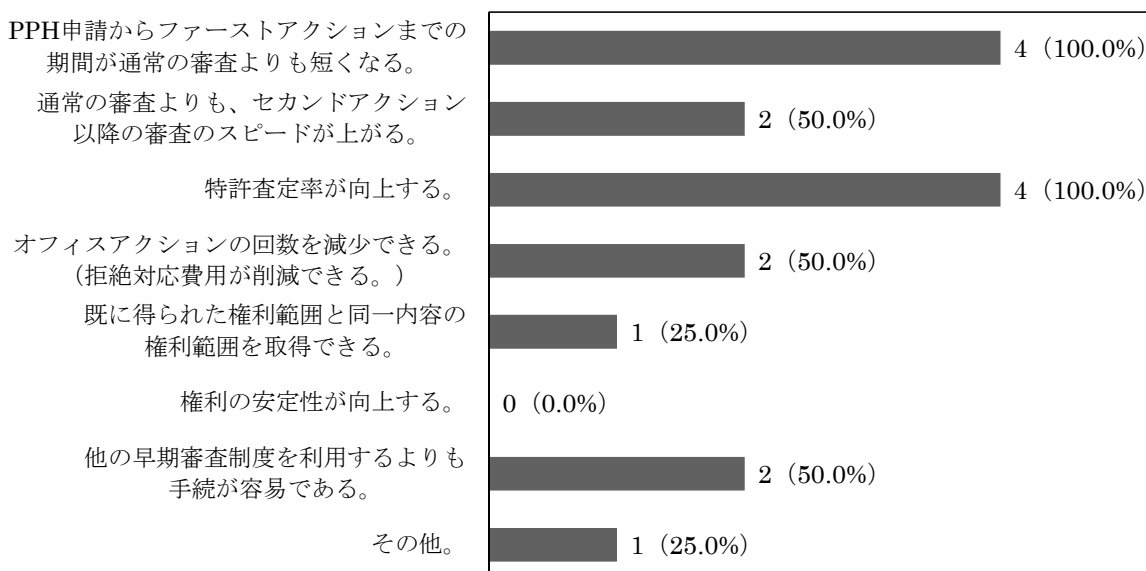


図 III-3-KR-10 韓国法律事務所による PPH のメリット (N=4)

PPH のデメリットについてのアンケート結果では、回答をした法律事務所 4 者中 3 者が「権利範囲が自ずと第一国での権利範囲より同等か狭いものとなる。」を選択し、2 者が「申請する上で必要な提出書類の準備 (翻訳の作成) が負担である。」を選択し、1 者が「申請する上で必要な提出書類の準備 (請求項対応表) が負担である。」「費用負担が増加する。(費用対効果が低い。」「管理上の負担がある。」を選択した。「申請するための要件確認が負担である。」「通常の審査と審査の早さが変わらない。」「包袋禁反言や不公正行為の法理の不明確さに対する懸念がある。」を選択した法律事務所はなかった(図 III-3-KR-11)。また、「その他。」として「出願人から、PPH 申請を行ってから 6 か月以内に KIPO から何らかの通知がない場合は問い合わせをすること、といった指示を受けるので新たに期限設定をするなど所内の管理が大変である。」といった所内の管理負担や、「韓国での審査時には、他国での審査状況をみるために PPH をしなくても特許を受けることができる。その場合、PPH をするなると費用が無駄になる。」というデメリットを挙げる法律事務所もいた。

要件の確認や書類の準備を PPH のデメリットとして挙げた法律事務所が、他の国の法律事務所に比べて少ないのが特徴的である。

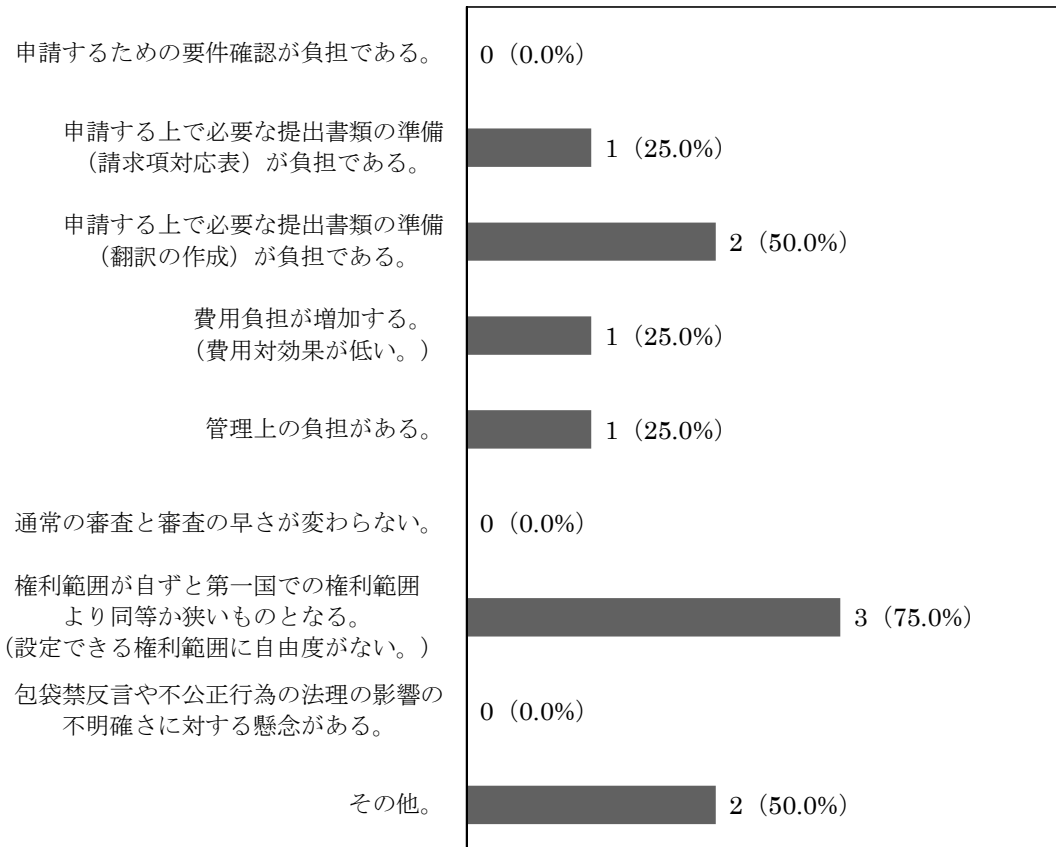


図 III-3-KR-11 韓国法律事務所による PPH のデメリット (N=4)

続いて、韓国の法律事務所によるメリット・デメリットに対する意見を紹介する。

- ・メリットは、第一に、審査結果（オフィスアクション）が素早く出され、早期の権利化が可能だということである。第二に、権利化が容易になるということである。KIPO では、JPO 等の審査結果を尊重するような審査を行う傾向にある。第三に、権利化のタイミングの調整がしやすいということである。デメリットは、第一国において狭い権利範囲で登録となっている場合、それ以上に広い範囲で登録にすることができないことである。PPH の要件上、仕方がないことではある。また、PPH の申請に庁費用がかかることもデメリットかもしれない。
- ・メリットは、まず審査が早くなることである。また、登録査定率も向上する。PPH を利用すると審査が甘くなる可能性があるのが特徴である。逆にデメリットは、まず費用面が挙げられる。KIPO に対して 200,000KRW（2014 年末時点で約 2 万円）を払う必要があるし、法律事務所に対しても手数料が必要である。それから、第一庁の審査で得た権利範囲以上の範囲を PPH で請求することができない点もデメリットである。

(iii) JPO の審査結果を用いて、韓国で PPH を申請するメリット・デメリット

JPO の審査結果を利用することにメリット・デメリットがあるかどうか調査した。

アンケート結果では、回答した 4 者中 4 者が「日本国特許庁の審査の質が高く、貴国でも特許査定を得やすい。」を選択し、3 者が「ドシエアクセスシステム（日本国特許庁が提供するシステムは AIPN）が整備されているので、提出書類を簡略化できる。」を選択し、2 者が「日本の権利範囲と実質的に同一の権利範囲を貴国でも設定することができる。」、「審査結果が早いので、貴国での PPH 申請を早期に行える。」、「日本国特許庁は PPH 締結国が多いので、多くの国で PPH 申請をすることができる。」を選択した。「特にメリットはない。」を選択した法律事務所はいなかった（図 III-3-KR-12）。

国内ユーザーがあまり選択していなかった「AIPN の整備」を選択した者が多かったのが特徴である。

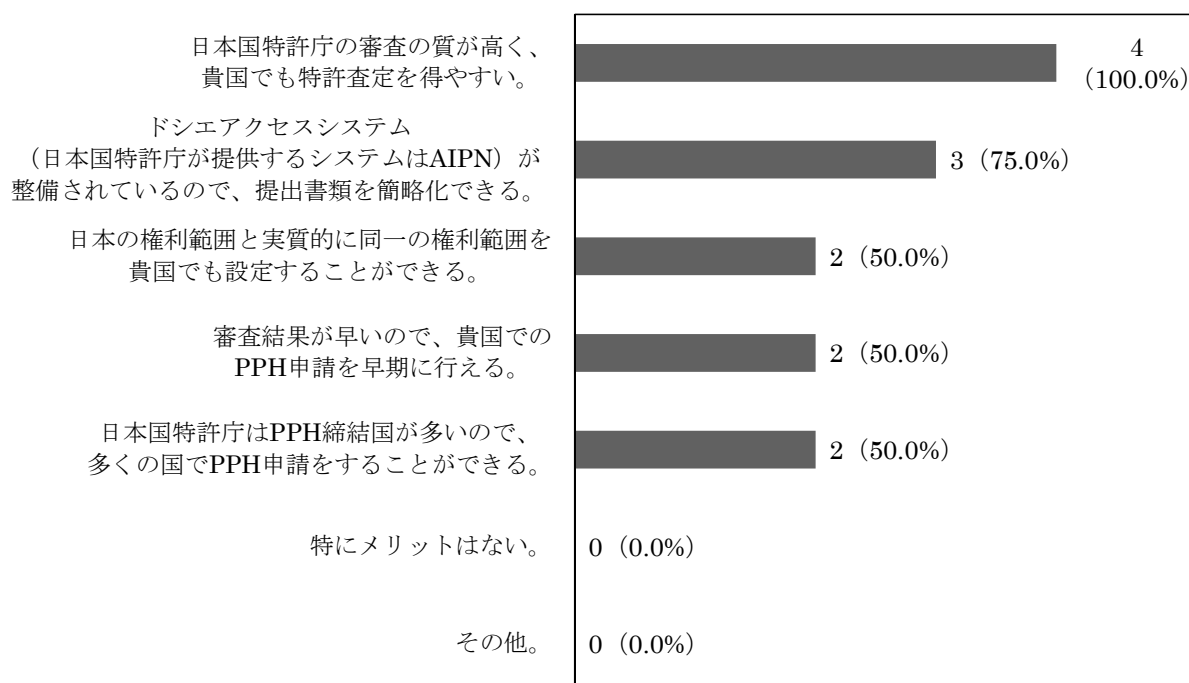


図 III-3-KR-12 韓国法律事務所による、JPO の審査結果をもとに韓国で PPH を申請するメリット (N=4)

デメリットでは、回答者 4 者中 3 者が「日本国特許庁での審査結果が出るのが遅く、外国での PPH 申請を早期に行えない。」を選択し、1 者が「貴国特許庁での審査が厳しくなる。」を選択した。「日本国特許庁の審査が厳しいため、権利範囲が狭くなる。」、「AIPN への掲載が遅い。」、「AIPN への掲載有無のチェックが手間である。」を選択した法律事務所はなかった。また、「特にデメリットはない。」を選択した法律事務所もなかった（図 III-3-KR-13）。

国内ユーザーへのアンケートでは、「日本国特許庁の審査が厳しいため、権利範囲が狭くなる。」を選択した回答者が 4 割程度であったが、韓国の法律事務所へのアンケート結

果では回答者はいなかった。なお、他の国の回答と比較すると、「特にデメリットはない。」を選択した法律事務所が少ないのも特徴である。

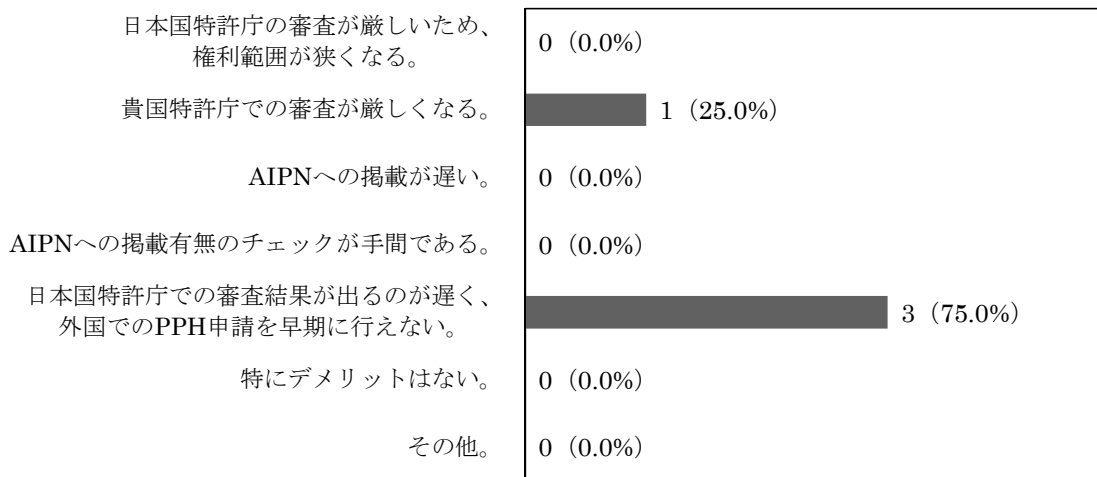


図 III-3-KR-13 韓国法律事務所による、JPO の審査結果をもとに韓国で PPH を申請するデメリット (N=7)

JPO の審査結果を利用して韓国で PPH を申請することについて、法律事務所の見解を紹介する。

- ・ KIPO では先進国の特許庁の審査結果は尊重する傾向にあるので、JPO の審査結果を信頼しているように思われる。複数の国の審査結果を使用できるのであれば、JPO の結果を利用するのが良いのではないか。デメリットというほどではないが、JPO の審査がもう少し早くなれば、より PPH を利用しやすくなる環境になるのではないだろうか。
- ・ USPTO の結果に基づく PPH 申請も経験はある。JPO の結果のみに特徴的な点はないように思っている。特に大きな差はないと考える。

(i v) 費用対効果

PPH を利用することにコストメリットがあるのかどうかについて調査した。

韓国の法律事務所 4 者への調査では、4 者すべてが「コストメリットがある。」と回答した (図 III-3-KR-14)。

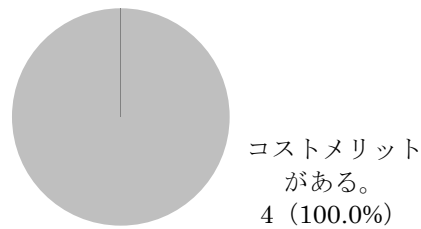


図 III-3-KR-14 PPH の利用にコストメリットがあるかどうかについての（韓国法律事務所による見解（N=4））

コストメリットについて、法律事務所の見解を紹介する。

- ・ 拒絶理由対応時に発生する事務所手数料より PPH 申請時の手数料の方がはるかに安い。
- ・ 韓国の別の早期審査（優先審査）制度より比較的成本が安い。また、通常の出願より特許率が高い（オフィスアクションの回数が通常の出願より少なく、審判に行く確率も低いため、結果的に登録までのコストが少な目に済む。）。
- ・ トータルコストは安くなると思われる。確かに PPH 申請時には、特許庁費用や代理人費用がかかるが、韓国での PPH は拒絶理由なしで登録になる可能性が高いので、オフィスアクションの回数が通常よりも減り、コストセーブにつながるものと考えられる。実際、経験した PPH 申請 40 件のうち、65%は拒絶理由通知なしで登録となった。25%は1度の拒絶理由通知後に登録となり、残りの 10%は審判請求までを経て登録となった。通常の案件と比べても、拒絶理由通知なしで登録となる割合が高いのがわかる。
- ・ 優先審査とするための特許庁費用が 200,000KRW（約 2 万円）かかる。また代理人の手数料もかかる。これらは PPH の申請時にかかるので、PPH を利用するとコストがかかるといえる。しかし、韓国ではオフィスアクションなく登録される可能性が高く、オフィスアクションの回数の減少が期待できる。このことからオフィスアクションの対応費用が不要となり、結果としてコストメリットが出てくるといえる。

（v）PPH の利用を勧める場面／勧めない場面

どのような場合に PPH の利用を勧め、どのような場合に利用を勧めないか調査した。法律事務所の見解を紹介する。

■ 勧める場面

- PCT 出願の韓国国内段階移行であって、国際段階における国際調査機関の見解書 (WO/ISA)、国際予備審査機関の見解書 (WO/IPEA)、又は国際予備審査報告 (IPER) における特許性判断がすべて「有」の場合。
- 審査が厳密だと判断される国家で登録がされた時、韓国では PPH を利用するのが良いと考えられる。PPH 締約国で先に特許がなされた場合、請求範囲を同一に補正して PPH を申請すれば登録可能性が高くなる。
- 迅速に審査が行われ、特許率が高いため、ほとんどの場合で利用した方が良いといえる。特に日本を基礎出願とした案件であれば、韓国特許庁が日本での審査を基準にする傾向があるため、利用する価値があるといえる。
- 早期権利化のための最も容易な手段の 1 つなので、基礎となる他国特許の権利範囲が特許権者の意図に符合する場合であれば、PPH を積極的に利用するのが好ましい。

■ 勧めない場面

- 韓国において、PCT 出願又は第一国出願の特許請求の範囲よりも広い範囲あるいは実質的に相違する範囲で権利化を希望する場合。
- 第一国あるいは審査が先行した国で登録を受けた請求項の権利範囲が狭い場合は、PPH を利用しないで通常の審査を請求するのが良いと思われる。
- 韓国特許庁は PPH を利用した出願の場合にもオフィスアクションを発行することがある。また、技術分野及び審査部によっては、非常に厳格な (独自の) 審査を行って、補正を要求する場合もある。PPH 利用出願の場合、既に補正された場合がほとんどであるので、かかる厳格な審査時には追加の補正が難しく、対応が困難な場合がある。したがって、特別に厳格な審査が予想されたり、オフィスアクションの発行が慣例的に行われたりする分野の出願は、PPH を利用せずに出願し、オフィスアクション時に補正を通じて対応外国出願の請求の範囲と一致させることも考慮する価値はあると思われる。
- 第一国あるいは審査が先行した国の特許が、出願人の意図に合わない狭い権利範囲で特許となり、韓国ではより広い権利範囲で特許を受けようとする場合には、PPH を利用しない方が望ましい。ただし、この場合にも、韓国審査官が対応外国出願の審査経過を参酌することがあるので、韓国出願のみが広い権利範囲で権利化できるとは限らない。

(v i) 権利の安定性

PPH を利用することによって得られた特許権と、通常の審査を経て得られた特許権とでは、どちらの権利の方が安定であるのか調査した。

回答のあった法律事務所 4 者中、1 者が「PPH の利用によって得られた特許権。」を選択し、1 者が「通常審査を通じて得られた特許権。」を選択し、2 者は「変わらない。」を選択した（図 III-3-KR-15）。

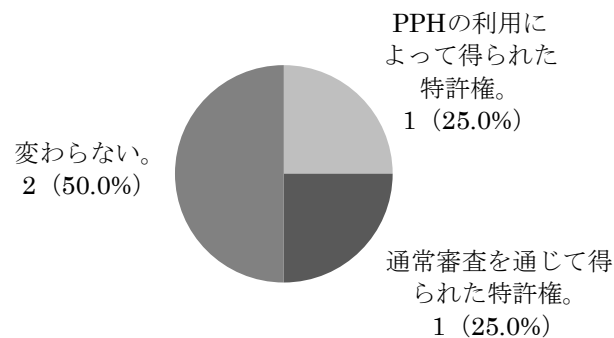


図 III-3-KR-15 PPH の利用によって得られた特許権と、通常審査により得られた特許権とを比較した場合、PPH を利用して得られた特許権の「権利の安定性」についての韓国法律事務所による見解(N=4)

法律事務所の見解を紹介する。

■ PPH の利用によって得られた特許権がより安定である。

- ・両国の審査を全て受けて登録された特許とみることができ、更に安定された特許と考えられる。

■ 通常審査を通じて得られた特許権。

- ・大差はないと思われるが、下記の理由で通常審査を通じて得られた特許権がやや安定であると思われる。時期の面で PPH を利用して一つの国で特許されたとしても、別の国の審査過程で後に新たな引用文献が発見される可能性がある。対応外国の審査結果に依存して、自発的なサーチをしないか形式的にサーチして特許された場合、無効根拠となり得る他の引用文献が発見されず潜在している可能性があるため。

■ 変わらない。

- ・弊所の経験から、PCT-PPH を利用しても韓国特許庁において改めて先行技術文献調査を行い、その結果に基づいて新規性、進歩性に関する拒絶理由を通知してくるケースもある。したがって、通常審査を通じて得られた特許権と何ら変わらないと思われる。

- ・PPH 手続を通じて特許登録となる場合、他国の審査結果に基づいて他国の特許と同一

の権利範囲を有するのが一般的であるが、通常審査の場合も、対応外国出願の審査経過を多く参酌して同一の権利範囲に対して特許となることが多いので、両者間に大きな差はないと思われる。ただし、通常審査の場合は、各国でそれぞれ審査されるので、PPH の場合に比べてより多くの先行文献が引用され、したがって、多様な先行文献に対して特許性が認められて権利化される可能性がある。ただし、これにより、国別に権利範囲が変わる可能性もある。

また、PPH を利用して得られた特許権で権利行使をする際に、注意点があるか質問した。法律事務所の見解は次のとおりであった。

- ・ PPH を利用した場合、韓国特許庁は拒絶理由を通知することなく、直ちに特許査定書を送達するケースも多々あることから、PCT 出願の国際段階又は第一国出願の審査段階において提出した意見書及び補正書等の書類に対する「包袋禁反言の原則」は、韓国特許権の権利行使においても適用され得るとと思われる。
- ・ PPH を利用して特許を受けた場合、二国で特許の認定を受けたという点で安定であるが、100%瑕疵（かし）のない特許とはいえないので、権利行使においては、やはり慎重な検討が必要だと思われる。
- ・ 無効の根拠となりえる他の引用文献が PPH の利用によって特許された後に他国で発見されることもあるので、権利行使前及び権利行使の際には、かかる他の引用文献の存在を持続的にウォッチングして十分に検討する必要があると思われる。

(v i i) 手続・管理の負担

PPH を利用するにあたり、手続や管理面での負担があるかどうか調査した。法律事務所の見解を紹介する。

■ 手続面の負担

- ・ 早期審査に関する事情説明書の作成（先行技術の開示、請求項対比表の作成等）
- ・ PCT-PPH の場合、国際段階における国際調査機関の見解書（WO/ISA）、国際予備審査機関の見解書（WO/IPEA）、又は国際予備審査報告（IPER）の韓国語又は英語訳が必要。
- ・ 自国で特許可能と判断された請求項より狭くなるように自発補正を行う必要があるのみならず、韓国特有の記載不備（いわゆるマルチマルチクレーム等）を予め解消しておかなければ、拒絶理由が通知されてしまう。

- ・請求項間の対応関係説明表を作成する点はあるが、大きな手続面での負担はない。

■ 管理面の負担

- ・PPH 申請を行ってから 6 か月を経過しても特許庁から何らかの通知がない場合は、特許庁に対して進捗状況の確認を行うことを原則にしているなど、事務所内において管理面での負担がある。
- ・大きな負担はない。KIPO は PPH など優先審査に対して手数料を徴収しているため、KIPO のサービスも良いと考えている。

(v i i i) PPH の利用において困った事例

PPH の利用において、困った事例を調査した。

回答のあった法律事務所 4 者中、3 者が「PPH であるにも関わらず、独自の審査をされた。／しているように感じた。」を選択し、1 者が「早期に権利化ができなかった（査定までに時間がかかった。）」、「オフィスアクションの回数が想定よりも多かった。」を選択した。「PPH の申請が受理されなかった。」、「申請の準備が手間であった。」、「早期審査着手がされなかった（オフィスアクションまでに時間を要した。）」、「PPH の運用がガイドラインに沿っていなかった。」、「特許率が向上しなかった。」を選択した法律事務所はなかった。「特に困ったことはない。」を選択した法律事務所は 1 者であった。

国内ユーザーの多くは、「特に困ったことはない。」を選択していたが、法律事務所は「PPH であるにも関わらず、独自の審査をされた。／しているように感じた。」を困った事例として選択していた（図 III-3-KR-16）。

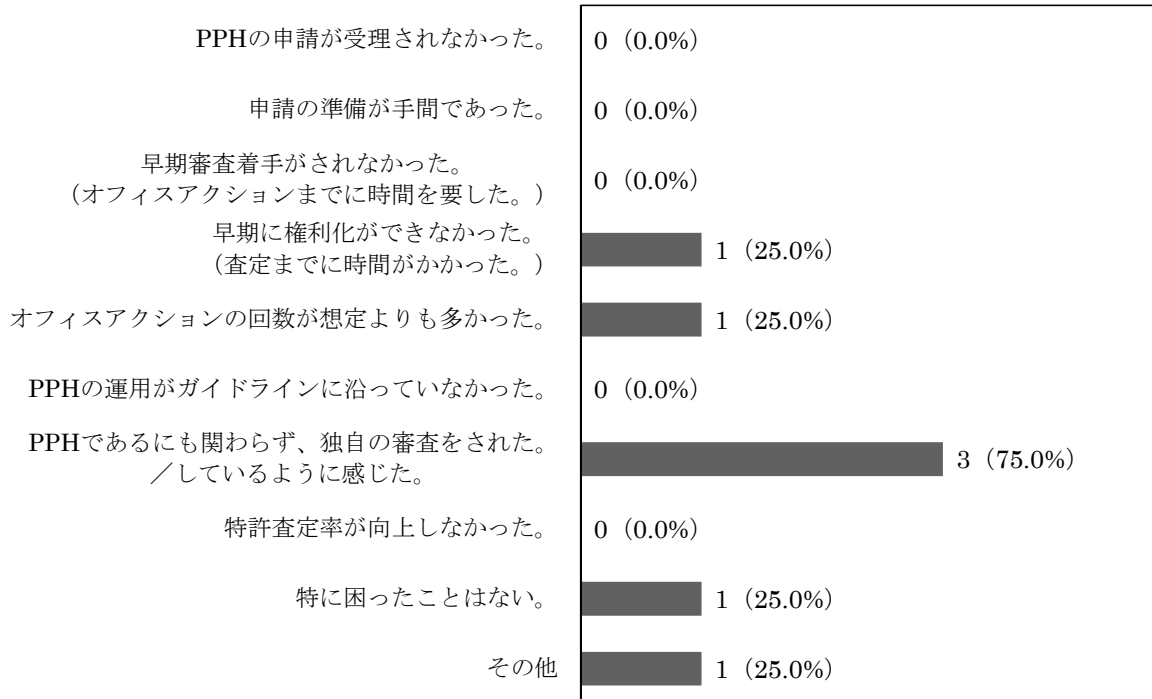


図 III-3-KR-16 韓国法律事務所による、韓国で PPH を利用した際に困った事例 (N=4)

■ PPH の申請が受理されなかったケース

- ・ AIPN で情報が参照できなかつたために補正指令が出されたことがあつた。 PPH の申請前には、 IPDL に包袋情報があるかどうか確認してから申請している。 このケースでは、 出願公開前であつたため確認の術がなかつた。
- ・ PPH が受理されなかつたことはない。 AIPN に情報があるかについては、 IPDL 上で情報を確認できるかどうかを見て判断している。

■ ファーストアクションまでの期間が長期化したケース

- ・ KIPO の審査官は優先審査案件を 3~4 か月以内に審査しなくてはならないという内規がある。 基本的にこの期間を過ぎることはない。

■ セカンドアクションまでの期間が長期化したケース

- ・ 優先審査案件 (PPH) であれば、 審査官はセカンドアクションについても早期に審査しなくてはならないため、 遅くなることはない。

■ オフィスアクションの回数が多いケース

- ・ オフィスアクションは 1 回が多いが、 複数回のものもあることがある。 1 回目のアクションは記載不備だけであつたが、 2 回目に進歩性の拒絶が来た案件もあつた。

■ その他

- ・ 独自に審査を行っている結果、成果物ではあがってこなかった刊行物等が韓国の拒絶理由通知で引用され、権利化まで1年以上かかった。通常、特許査定まで4~6か月程度である。
- ・ PPH であるにも関わらず、独自の審査で対応特許審査時の引用文献に別の文献を追加して拒絶する場合がある（対応特許で提出した意見書の論理を崩すために敢えて別の引用文献を見つけてきて、その文献を無理に組み合わせて拒絶する感がある。）。
- ・ 韓国では、特許査定書が送達されると、特許請求の範囲等の補正又は分割出願の機会が別途与えられていないため、PPH を利用し、直ちに特許査定書が送達された場合、特許請求の範囲等の補正又は分割出願の機会を失うことになる。したがって、韓国では PCT 出願又は第一国出願とは異なる特許請求の範囲で権利化を検討している場合は、PPH を利用せずに通常の審査を行うか、あるいは PPH を申請した後、必要に応じて分割出願を行っておくことも得策だと思われる。

(ix) PPH 利用時の注意点

PPH の利用にあたり注意点があるかどうか調査した。法律事務所からの回答を紹介する。

- ・ 韓国特有の記載要件（いわゆるマルチマルチクレーム等）を予め満たすように補正を行うべきである。マルチマルチクレーム違反のみの拒絶理由が通知されるケースもある。
- ・ PPH 締約国で登録された請求項と同一の補正をする場合に、韓国ではいわゆるマルチマルチクレームを認定していないため、これを考慮して補正しなければならない。また、プログラム発明の場合、プログラム自体を特許の対象として認定していないため、コンピュータで遂行されるプログラム又はプログラムが記録された記録媒体等で対象を補正しなければならない。
- ・ 韓国でもグローバル PPH が導入され、過去に認められなかった場合でも PPH を利用することができるようになった点。
例) 日本優先権を主張した韓国出願について、前記日本優先権出願は特許されていなかったが、日本優先権を主張した米国出願が特許された場合、米国特許を基に PPH の利用が可能になった。また、韓国 PPH の利用時に英語以外の言語で作成された場合、請求の範囲、審査関連通知書等の翻訳文を提出することが原則であるが、日本語で作成された場合も慣例的に翻訳文の提出を省略できるので、日本特許を基礎に PPH を利用する場合は翻訳文を準備する必要がない。
- ・ 韓国での PPH 申請の場合、他の優先審査申請件とは異なり、優先審査決定に対する

別途通知をしていない。したがって、PPH 申請後、相当期間が経過したにもかかわらず、審査結果が出ない場合には、特許庁の担当審査官に連絡してみる等の案を考慮する必要がある。

(x) PPH 以外の早期審査制度

韓国で PPH 以外に利用できる早期審査制度について、法律事務所に質問した。

- ・韓国では、通常型の PPH や PCT-PPH の他に、韓国特許庁指定の専門調査機関に先行技術文献調査を依頼した出願については早期審査を受けられる。また、第三者が実施している出願についても早期審査の対象となるが、証明書類等の提出が必要である。
- ・韓国で PPH は優先審査を申請することができる要件中の一つであり、優先審査制度では PPH の場合だけでなく、出願公開後、第三者が業として出願された発明を実施していることで認定される出願、出願人が出願された発明を業として実施中又は実施準備中の出願等、一定の要件を満たす場合には優先審査を申請することができる。
- ・PPH 以外の制度として、例えば①出願公開後に第三者の実施発明の場合の優先審査制度、②防衛産業分野など、特定分野／技術の緊急処理が必要な場合の優先審査制度、③専門機関に先行技術調査を依頼した場合の優先審査制度などがある。
 - ①の場合、「公開」後に可能であり、②の場合は相対的に外国国籍の出願人が利用するには困難であり、所定の証明書提出、出願人が直接に先行技術調査報告書を提出するなど手続が煩雑であり、③の場合は専門機関調査料など、PPH より比較的成本高となる。したがって、PPH は時期、手続、外国出願人の利用、費用面で最も簡便であるため、可能であれば PPH を勧めている。ただし、PPH が利用不可能（対応外国特許審査結果がない場合）でありながらも迅速な審査が必要な場合には、上記③の制度が外国国籍の出願人が利用するのに最も有利であるといえる（調査料さえ納付すれば、全出願に対して優先審査が可能であるため）。
- ・PPH 以外の優先審査制度がある。その対象として、①出願公開後、第三者が業として出願発明を実施する場合、②出願人が出願発明を業として実施又は実施準備中の場合、③優先審査申請人が出願発明に対して専門機関に先行技術調査を依頼した場合、④当該特許出願と関連して外国特許庁又は政府間機構から入手した先行技術調査報告書がある場合などが代表的である。
 - PPH の場合、第 1 国で特許可能であると判断された請求項と韓国出願の請求項が実質的に同一でなければなりません。①及び②の場合、請求項のうちの 1 つが優先審査対象であれば、出願全体が優先審査対象として認められるという長所がある。また、PPH は申請理由の立証資料が特許文献である場合、提出を省略できる一方、優先審査の場合、①及び②は、韓国内での実施に関する立証資料を提出しなければならず、②は、出願発明に関する先行技術を申請人が直接調査及び提出しなければならず、③

は、先行技術調査費用を別途に負担しなければならず、④は、特許出願となった発明と先行技術文献に記載された発明との具体的な対比説明書が必要であるという短所がある。

(x i) 審査官の習熟度について

韓国の審査官は PPH に習熟しているかどうかの見解を法律事務所に質問した。

KIPO の審査官は PPH に習熟しているという回答が多かった。

- ・韓国の審査官は、審査を行う際に対応外国出願の審査結果を従来から考慮してきたことから、PPH の審査に特に違和感なく習熟していると思われる。
- ・韓国審査官は PPH の審査に慣れていると考えられる。ただし、審査官は PPH を優先審査の一つとだけ考えており、PPH 締約国で特許を受けた請求項であっても参考にするだけである可能性がある。
- ・習熟していると感じる。理由は、PPH 利用の案件に関して審査の速度が速く、特許率が高く、引用文献を提示する場合にほとんどが対応外国特許における引用文献であるためである。KIPO の場合、PPH を導入してから数年が経っており、審査官の教育が行き届いており、PPH 審査に習熟していないという印象はほとんど受けない。

(x i i) PPH 制度の改善点

韓国の法律事務所が考える、PPH の改善点を調査した。

- ・韓国では、PPH 申請可能な時期について特に期限を設けていないが、通常の審査の場合、約 1 年程度で最初の審査結果が通知されていることから、例えば、PPH 申請可能な時期を「審査請求を行ってから 6 か月以内」に限定するなど、PPH 申請可能な期限を設けて PPH 申請による審査期間短縮効果を高めることもよいと思われる。PPH 申請を行った案件でも、セカンドアクション以降の審査は通常の審査に比べて審査期間の短縮効果がないため、セカンドアクション以降の審査についても通常の審査より審査期間を短縮してほしい。
- ・PPH を申請した場合には、既に PPH 参加国で審査をしているので、特別な形式的な瑕疵がない一つの登録が受けられるようにするのが、グローバルな特許の権利のために良いことだと考えられる。ただし、この場合 PPH 参加国の審査品質の統一が先になされなければならないと考えられる。
- ・技術分野、審査国等によっては、独自の審査傾向が強い場合があり、他国の特許庁の審査結果を多少軽く評価する場合がある。PPH の場合、進歩性のハードルが極端に高

い国では、他国の審査結果と異なってしまうことになるため、ある程度の普遍妥当な基準で審査ガイドラインを提示する必要があると思われる。

(x i i i) 申請フォームについて

現在、PPH の申請フォームは各国でまちまちである。韓国の法律事務所が申請フォームの共通化を希望しているかどうか調査した。

回答のあった法律事務所 4 者中、4 者が「どちらでもよい。」を選択した。「希望する。」や「希望しない。」を選択した事務所はいなかった (図 III-3-KR-17)。

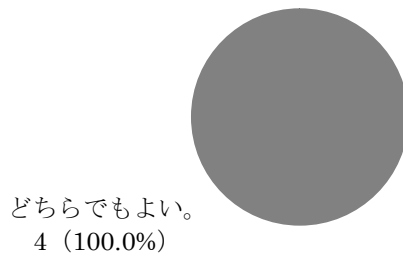


図 III-3-KR-17 各国共通の PPH 申請フォームを希望するかどうかについての韓国法律事務所による見解 (N=4)。

(x i v) PPH ポータルサイトについて

PPH ポータルサイトの知名度について調査したところ、法律事務所 4 者中、3 者が「知っている。」を選択し、1 者が「知らない。」を選択した (図 III-3-KR-18)。

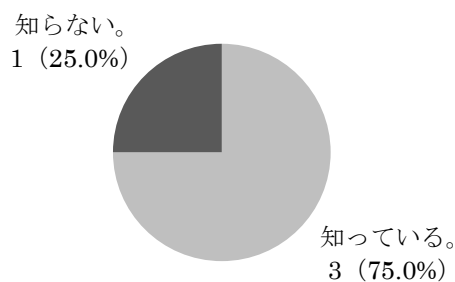


図 III-3-KR-18 韓国法律事務所による PPH ポータルサイトの認知度 (N=4)

PPH ポータルサイトの情報について、有益であると思われる情報を調査したところ、「PPH の概要 (About PPH のページ)」、「PPH MOTTAINAI について (PPH MOTTAINAI のページ)」、「ユーザーセミナー資料、パンフレット (Promotion のページ)」を選択した法律事務所はおらず、「グローバル PPH について (Global PPH のページ)」、「各参加庁のガイドラインへのリンク (Procedures のページ)」を 2 者、「PPH の統計情

報 (Statistics のページ)」を 4 者、「各参加庁のドシエアクセスシステムへのリンク (Access to Dossier のページ)」を 2 者が選択した (図 III-3-KR-19)。

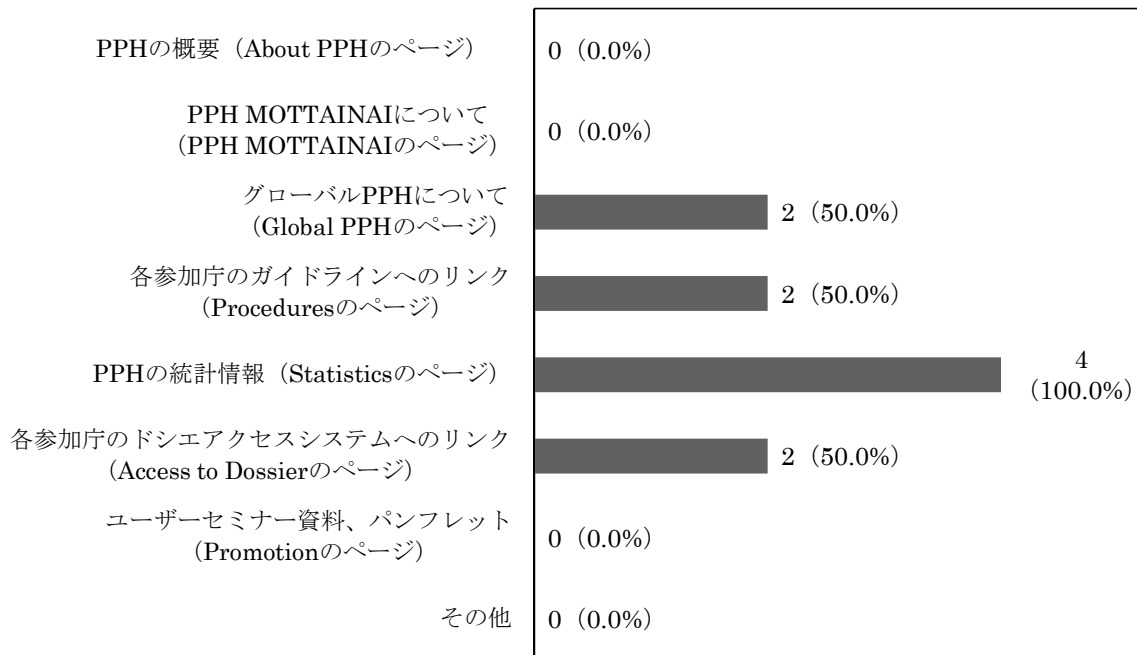


図 III-3-KR-19 PPH ポータルサイト内の情報のうち、韓国の法律事務所が有益だと考えるもの (N=4)

PPH ポータルサイトの統計情報のページ内に記載されている情報について、有益だと考えられるものを調査した。

「拒絶理由なしでの特許率」、「特許率」を 7 者、「PPH の申請から最初のオフィスアクションまでに要する期間」を 3 者、「PPH、PCT-PPH の申請件数」、「PPH の申請から査定までに要する時間」「オフィスアクションの平均回数」についてはいずれも 2 者が選択した (図 III-3-KR-20)。

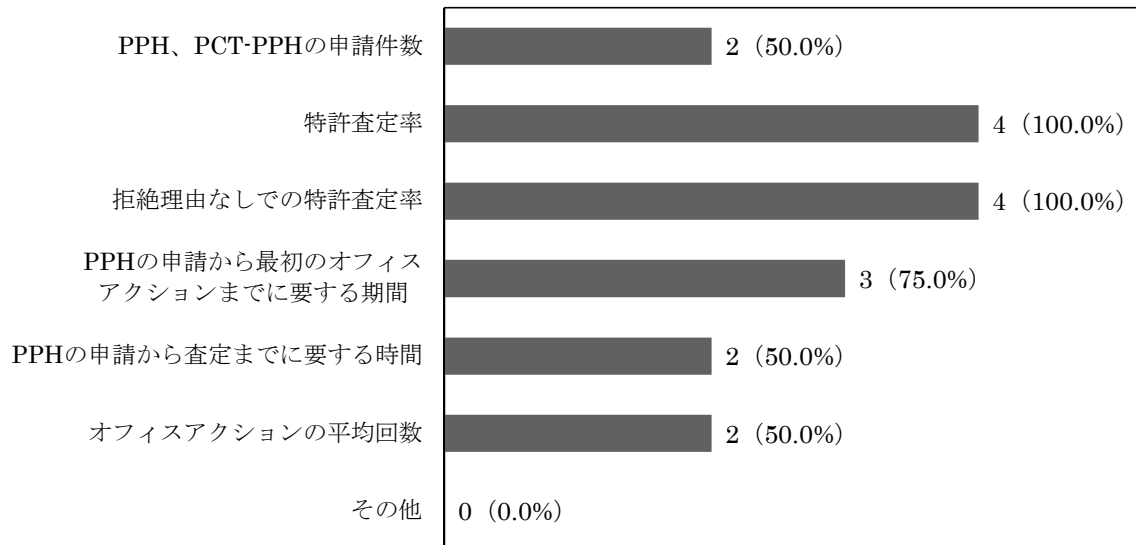


図 III-3-KR-20 PPH ポータルサイトの統計のページ内の情報のうち、韓国の法律事務所が有益だと考えるもの (N=4)。

また、PPH ポータルサイトについて、以下の意見が挙げられた。

- ・ Access to Dossier のリンク先が無効な場合がある。アップデートを頻繁に行っていたら有り難い。
- ・ 容易なことではないと思うが、各国の独自の審査傾向（審査の厳格性）を把握できるように、審査後続庁（OLE）のオフィスアクションの内容に関する統計を追加してみるのはいかがでしょうか。例えば、①引用文献を提示しない拒絶理由（記載不備等）に関するオフィスアクションの割合、②先審査庁（OEE）と同じ引用文献を提示したオフィスアクションの割合、③先審査庁と異なる引用文献を提示したオフィスアクションの割合など。

（9）総括

以上の結果を踏まえて韓国における PPH の利用に関する調査の総括をする。

■ 日本国内ユーザーによる PPH の利用について

国内ユーザーは、PPH のメリットである早期審査や拒絶対応費用の削減等を目的に PPH を利用している。申請書類の作成や要件の確認、代理人への指示などのために通常案件にはない新たな負担が発生している。韓国での PPH の利用では、「特に困ったことはない。」を選択したユーザーが多く、PPH のメリットを享受できているユーザーの様子がうかがえる。PPH を利用することで、費用は削減していると考えられるユーザーが多い。PPH の改善要望は挙げられなかった。

表 III-3-KR-3 に、PPH ポータルサイトに公開されている統計情報と本調査研究で試算した参考値を示す。

表 III-3-KR-3 韓国における PPH の統計情報 (括弧内の数字は、本調査研究で試算した参考値である)

	PPH を利用した案件		全案件
	通常型 PPH	PCT-PPH	
特許率 (%)	87.3(92)	79.75(93)	67.9
拒絶理由なしでの特許率 (%)	51	45.45	9.8
PPH 申請からファーストアクションまでの平均期間 (月)	2.45(2.3)	2.77(2.2)	11.3
PPH 申請から査定までの平均期間 (月)	5.23(4.3)	5.94(4.8)	17.2
オフィスアクションの平均発行回数 (回)	0.77(0.5)	0.79(0.63)	-

■韓国法律事務所による PPH の利用について

韓国の法律事務所は、出願人の指示に基づき、又は自ら出願人に利用を提案し、PPH を利用している。PPH のメリット・デメリットについて、国内ユーザーとおおむね同様の点を指摘しているが「要件の確認」や「手続書類の準備等」をデメリットとして挙げる法律事務所が少なかった。法律事務所は PPH にはコストメリットがあるという見解で一致していた。PPH を利用して得られた権利も、通常審査を通じて得られた権利も、安定性は変わらない可能性が高いという見解であった。PPH の利用で困った点は、独自の審査を受けたことを挙げる法律事務所が多く、他の国に比べても問題となる事例が少ない傾向であった。PPH の改善要望としては、申請時期の限定や PPH の世界調和等が挙げられた。

【韓国】

	国内ユーザー	海外法律事務所																											
PPH を利用 した理由、 場面	(回答者 64 者) ・早期審査をしたかったから。 : 42 者 (65.6%) ・拒絶対応費用の削減をしたかったから。 : 39 者 (60.9%) ・特許査定率を向上させたかったから : 20 者 (約 31.3%)	(回答者 4 者) ・出願人の指示・事務所からの提案のどちらのケースもある。 : 4 者 (100.0%)																											
PPH の 申請・運用 等で困った 事例	■通常型 PPH (回答者 28 者) ・オフィスアクションの回数が想定よりも多かった。 : 6 者 (21.4%) ・早期に権利化ができなかった (査定までに時間がかかった。)。 : 4 者 (14.3%) ・ PPH であるにも関わらず、独自の審査をされた / しているように感じた。 : 4 者 (14.3%) ■PCT-PPH (回答者 18 者) ・ PPH であるにも関わらず、独自の審査をされた / しているように感じた。 : 3 (16.7%) ・早期に権利化ができなかった (査定までに時間がかかった。)。 : 2 者 (11.1%) ・オフィスアクションの回数が想定よりも多かった。 : 2 者 (11.1%)	(回答者 4 者) ・ PPH であるにも関わらず、独自の審査をされた。 / しているように感じた。 : 3 者 (75.0%) ・早期に権利化ができなかった (査定までに時間がかかった。)。 : 1 者 (25.0%) ・オフィスアクションの回数が想定よりも多かった。 : 1 者 (25.0%)																											
改善要望	改善要望は挙げられなかった。	申請時期の限定、 PPH の世界調和																											
PPH の効果	統計情報を示す。数字は PPH ポータルサイトに開示されている統計情報であり、括弧内の数字は本調査研究で試算した参考値である。																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">PPH を利用した案件</th> <th rowspan="2">全案件</th> </tr> <tr> <th>通常型 PPH</th> <th>PCT-PPH</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特許率 (%)</td> <td>87.3 (92)</td> <td>79.75 (93)</td> <td>67.9</td> </tr> <tr> <td>拒絶理由なしでの特許率 (%)</td> <td>51</td> <td>45.45</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>PPH 申請からファーストアクションまでの平均期間 (月)</td> <td>2.45 (2.3)</td> <td>2.77 (2.2)</td> <td>11.3</td> </tr> <tr> <td>PPH 申請から査定までの平均期間 (月)</td> <td>5.23 (4.3)</td> <td>5.94 (4.8)</td> <td>17.2</td> </tr> <tr> <td>オフィスアクションの平均発行回数 (回)</td> <td>0.77 (0.5)</td> <td>0.79 (0.63)</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>			PPH を利用した案件		全案件	通常型 PPH	PCT-PPH	特許率 (%)	87.3 (92)	79.75 (93)	67.9	拒絶理由なしでの特許率 (%)	51	45.45	9.8	PPH 申請からファーストアクションまでの平均期間 (月)	2.45 (2.3)	2.77 (2.2)	11.3	PPH 申請から査定までの平均期間 (月)	5.23 (4.3)	5.94 (4.8)	17.2	オフィスアクションの平均発行回数 (回)	0.77 (0.5)	0.79 (0.63)	-	
	PPH を利用した案件			全案件																									
	通常型 PPH	PCT-PPH																											
特許率 (%)	87.3 (92)	79.75 (93)	67.9																										
拒絶理由なしでの特許率 (%)	51	45.45	9.8																										
PPH 申請からファーストアクションまでの平均期間 (月)	2.45 (2.3)	2.77 (2.2)	11.3																										
PPH 申請から査定までの平均期間 (月)	5.23 (4.3)	5.94 (4.8)	17.2																										
オフィスアクションの平均発行回数 (回)	0.77 (0.5)	0.79 (0.63)	-																										